

あすの景観をつくる

社町メモリアルガーデン周辺地区 景観ガイドライン



さわやかな県土づくり



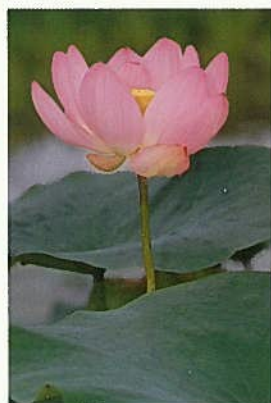
全県全土公園化

兵庫県都市住宅部計画課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL.078-341-7711 内線4124

1都P2-109 A4

兵庫県



はじめに

産・学・住一体の学園都市

社町は、兵庫県東播磨内陸部の中核に位置し、地勢は、中国山脈の支脈が北部より東北部にかけてのび、東南部には広大な嬉野台地が広がり、南西部の加古川流域には肥沃な平野が形成されています。

町の名前に示されるとおり、養老6年(722年)創建の佐保社の門前町として古くから栄え、明治時代の郡役所以来、国・県の多くの出先機関が設置され、播磨内陸の中心的な役割を果たしてきました。

昭和50年の中国縦貫自動車道の全面開通、滝野・社インターチェンジの設置を機に、国立兵庫教育大学や県立嬉野台生涯教育センターの教育機関が設置され、社サイエンスパーク内の技術集約型産業の進出が進んでいます。また、昭和60年には、社町地域住宅計画(ホープ計画)を策定し、産・学・住一体となった学園都市の建設を進めています。

社町メモリアルガーデン周辺地区は、この社町の「新しいまちの顔」として整備が進む地区であり、地域の自然、歴史、文化を踏まえつつ、これからの国際化、情報化社会をにらんだまちづくりが進められている地区です。

そこで、この『ガイドライン』では、学園都市社町の新しいまちの顔にふさわしい美しいまちづくりを進めるという観点から、地区内での建物づくりについて考え、そのあり方を提案しています。

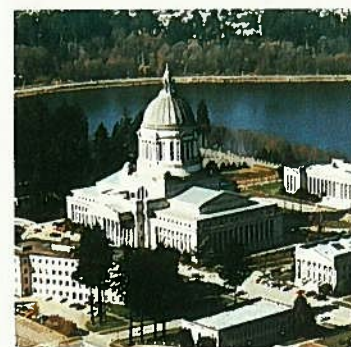
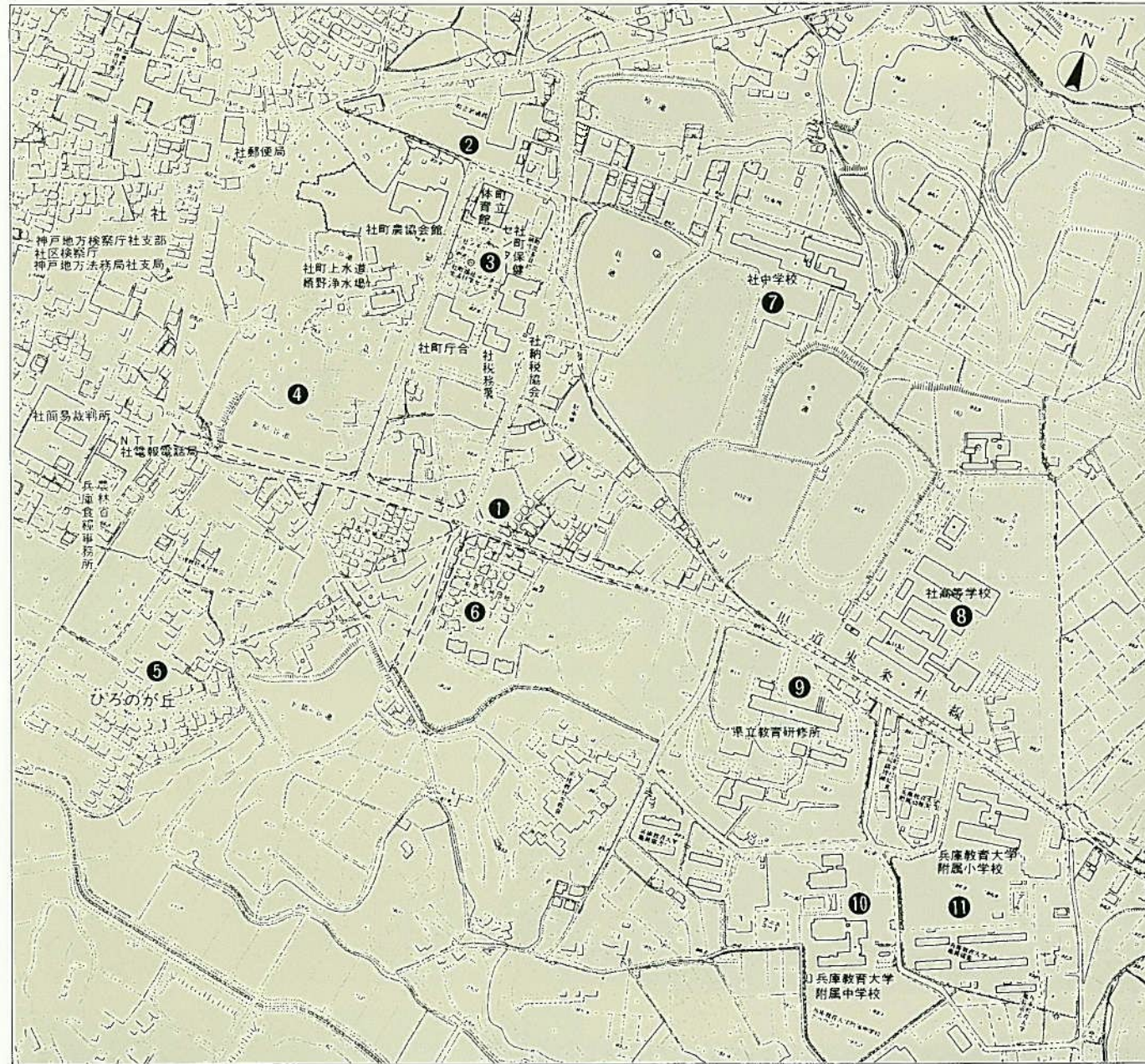
この冊子が社町メモリアルガーデン周辺地区における美しい都市景観づくりの一助となれば幸いです。

もくじ

0. はじめに	1
1. 新しいまちの顔づくり	2
2. 地区と基準	4
3. 建物づくりのルール	6
I 美しい外構をつくる	8
II やさしい表情の壁面をつくる	12
III 落ち着いた屋並みをつくる	17
IV 駐車場、付属施設、掲出物に配慮する	20
4. まちづくりは人づくり	23
5. 届出の手続き	24

新しいまちの顔づくり

新しいまちの顔づくりが進む、社町メモリアルガーデン周辺地区



国際化、情報化社会にふさわしいまちづくり

◀アメリカワシントン州庁舎
姉妹都市オリンピア市にあるワシントン州庁舎

国際学習塾▶

21世紀の学習社会(ラーニング・ソサエティ)の形成に向けて、建設計画中の国際学習塾(地区外)



◀①シンボルロード
街路樹のイチョウが美しいシンボルロード(東条社線、社外環状線)

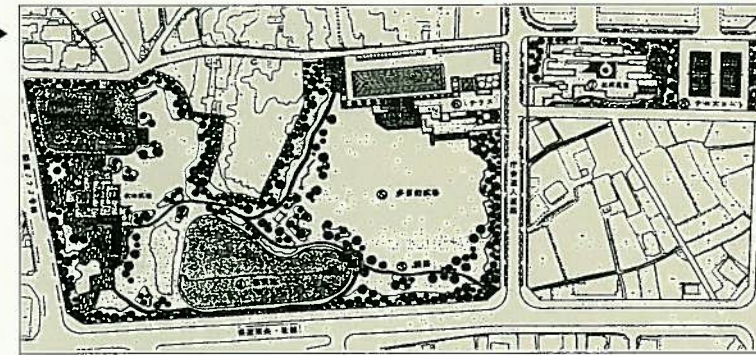
▶②町立武道館
日本建築の様式を取り入れた武道館



▶③シビックゾーン
社町庁舎、税務署、保健センター等の官公庁施設が集まるシビックゾーン。中庭のメモリアルガーデンではコンサート、つつじまつりなどのコミュニティ活動が行われます。



▶④社中央公園
“やしろ夏のおどり”など大規模行事の会場として利用できるように、約3haを整備する計画です。



地区東部の教育施設

町制30周年を記念して町庁舎の中庭として整備されたメモリアルガーデンを中心とするこの社町メモリアルガーデン周辺地区は、既成市街地と学園都市としての嬉野台教育施設群との間にあり、合わせて、東条社線、社外環状線という町のシンボルロードの交差点を抱えており、新“社町”のなかの位置にあります。

地区内では、シンボルロードの整備、町立武道館の建設、ホープ計画に基づく町営住宅の建て替え、住宅団地の開発等、景観に配慮した種々の事業が行われており“新しいまちの顔”づくりが積極的に進められています。



▶⑤ひろのが丘団地
建物意匠・外構の統一、シンボルツリーの植栽に配慮しています。

▶⑥町営嬉野花折団地
ホープ計画に基づく住宅景観のモデル地区です。(⑤も同様)



2

地区と基準

美しいまち並みづくりの基本的な考え方

社町メモリアルガーデン周辺地区は、既成市街地東部の段丘上に位置し、加古川流域に広がる田園風景に囲まれ、豊かな自然に恵まれた地区です。

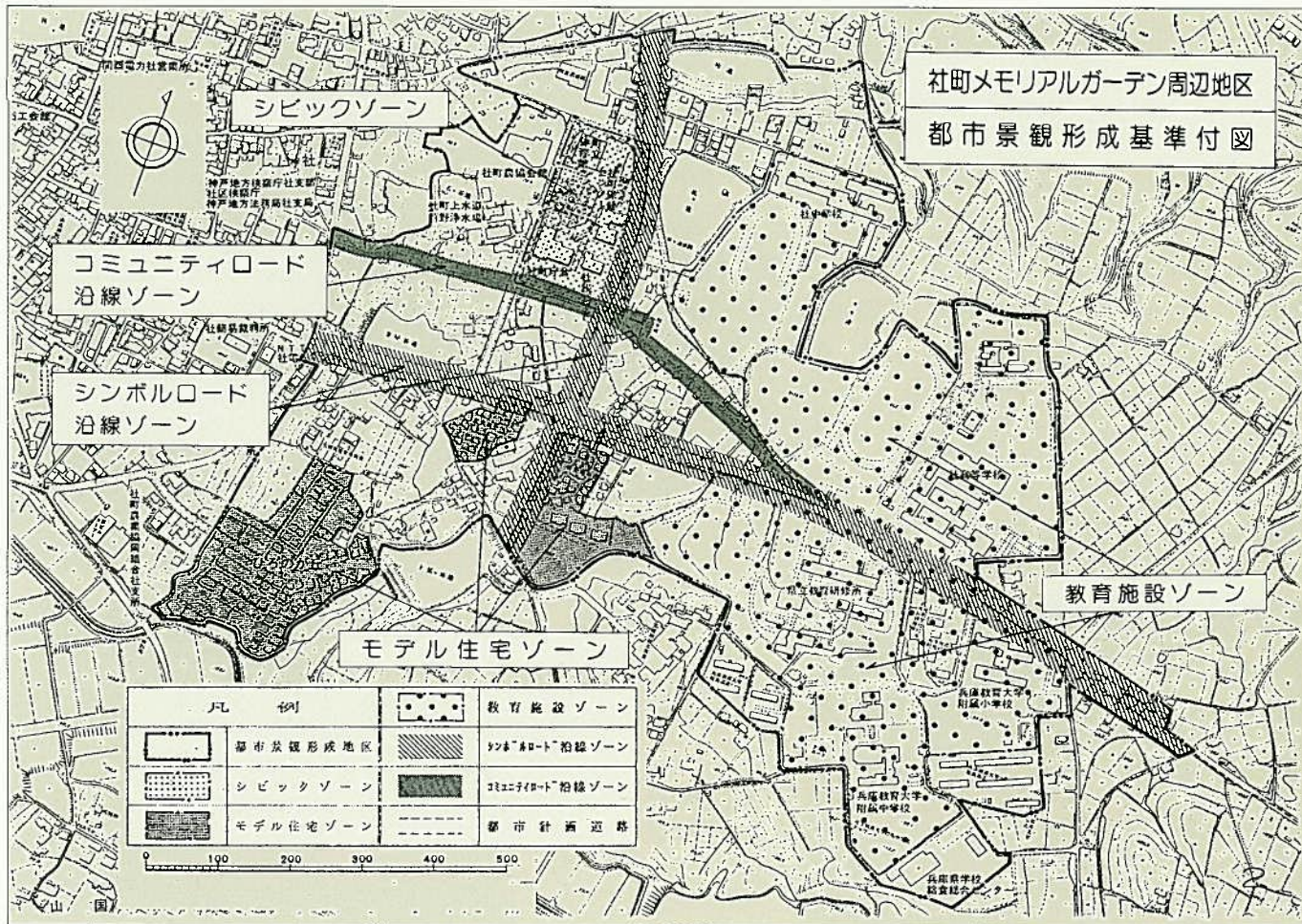
また、この地区は、町制30周年記念のメモリアルガーデンを中心に、東西及び南北に伸びる東条社線、社外環状線というシンボルロード沿いに広がり、多くの人々が集い、交流する場でもあります。

そこで、当地区においては、歴史的にはぐくまれた緑や水辺を活かしつつ、緑豊かな公園、街路と一体となった建築物及びその敷地の景観の整備に努めるとともに、特にメモリアルガーデンを中心として官公庁施設が集まるシビックゾーンについては、人々の交流拠点として住民の心のよりどころとなるようなシンボル性の高い景観づくりを目指すことをまち並みづくりの基本的な考え方とします。

このような考えに基づいて、兵庫県では皆様のご意見をお聴きしながら、平成元年3月28日に社町メモリアルガーデン周辺地区を県の「都市景観形成等に関する条例」に基づく「都市景観形成地区」に指定し「都市景観形成基準」を定めて、建築物等を建築する際のルールをつくりました。

社町メモリアルガーデン周辺地区 都市景観形成地区

—指定区域および区域内の5つのゾーン—



社町メモリアルガーデン周辺地区都市景観形成基準

—指定区域内の建築物等に関する基準—

基準策定にあたっての基本目標

都市景観形成基準を策定するにあたっての基本目標を以下のとおりとします。

1. まちのシンボル空間を………“新しいまちの顔”の核となるシビックゾーンを人びとが交流する場とし、まちを創出する
を代表する空間を創出します。
2. 公園・道路にやさしい………公園、幹線道路等の公共空間が多い庁舎周辺地区であるため、これら公共空間表情を見せる
に対してやさしい表情をもった建物づくりをすすめます。
3. 美しい外構をつくる………公園緑地と一体となった建築物敷地の外構づくりにより、開放的なまちづくりをめざします。
4. おちついた“まち並み”………良好なまち並み景観の形成をめざして、落ち着いた印象を与える建物づくりをつくる
すすめるとともに、広告物等についてもまち並みとの調和を図ります。

都市景観形成基準

次表のとおりとします。ただし、知事が都市景観形成審議会の意見を聴いたうえ、当地区のすぐれた都市景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等については、これによらないことができます。

一覧表の上部は指定地区全域にかかる共通基準、下部は、共通基準に加えて、地区内の各ゾーンに上乗せのガたちでかかるゾーン別基準となっています。

区 域	項 目	建 築 物	工 作 物	
指定地区全域	外 構	垣柵塀等	● 垣、柵、塀は、原則として高さ1.2メートル以下とし、植栽の併用等により潤いを高める。 ● 法面、擁壁は、植栽、材質等により潤いを高める。	同 左
	壁 面	位 置	● 外壁は道路、公園、池等の公共空間（以下、「公共空間」という。）からできるだけ後退する。 ● 公共空間に面する立面は、壁面の仕上げ及び窓辺の演出等に工夫する。 ● 外壁の基調色は、落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。 ● 建築物内に取り込むことに努め、露出する場合も、目立たない位置に設置するか、あるいは目かくして覆う等の工夫をする。	同 左
		表 情 色 彩 壁面設備 屋外階段	● 住宅系の建築物は、原則として勾配屋根を使用する。 ● 屋根の色彩は、落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。 ● 屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感および乱雑な感じを与えない意匠とする。	同 左
	屋 根	形 状 色 彩 屋上設備	● 住宅系の建築物は、原則として勾配屋根を使用する。 ● 屋根の色彩は、落ち着いたものとし、派手な色を使用しない。 ● 屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感および乱雑な感じを与えない意匠とする。	同 左
その他	駐 車 場	● 周辺の植栽に努めるとともに、車が停っていないときに潤いを感じられるよう、場内の緑化等に配慮する。ただし、個人住宅用の駐車場は、この限りでない。 ● 車庫、自転車置場、倉庫、ごみ置場等の附属施設は、目立たない位置に設置するほか、建物本体と調和した色、材質、形態とする。	同 左	
	附 属 施 設 掲 出 物	● 自家用広告物以外は設置しない。 ● 屋上広告物は設置しない。	同 左	
シビックゾーン	シンボル性	シンボルカラー ライトアップ	● 外壁の基調色としてシンボルカラーの白を使用する。ただし、全体の統一感を損なわない場合はベージュ系の白に近い色を使用することも可能とする。 ● シンボル性をより一層高めるため、夜間のライトアップに努める。	
	外 構	垣柵塀等	● 開放された公共施設空間とするため、閉鎖感を与えない透過性のある垣柵塀とする。	
教育施設ゾーン	壁 面	表 情	● 四周から望見されるため、外壁の主要仕上げ材は四周とも同一のものとする。 ● メモリアルガーデンに面する立面は、これを正面としてデザインする。	
	外 構	垣柵塀等	● 開放された公共施設空間とするため、閉鎖感を与えない透過性のある垣柵塀とする。	
モデル住宅ゾーン	外 構	垣柵塀等	● 生垣等、緑ゆたかな垣柵塀とする。	
シンボルロード沿線ゾーン	屋 根	形 状 色 彩	● 勾配屋根とする。 ● 黒又は灰色もしくはそれに近い色とし、住宅群としての統一感を確保する。	
	壁 面	位 置 表 情	● 外壁は、シンボルロードとの道路境界線から1メートル以上後退する。 ● 道路から望見される外壁は、すべて同程度の仕上げとする。	
コミュニティロード沿線ゾーン	壁 面	表 情	● フラワーポットの設置、窓辺の鉢植えなど、歩行者が潤いを感じられるよう工夫する。	

注1) ここでいう「外構」とは、公共空間に面する部分に限る。
注2) 各ゾーンの位置は、社町メモリアルガーデン周辺地区都市景観形成基準付図に示すとおり。

建物づくりのルール

ここでは、前ページで紹介した「社町メモリアルガーデン周辺地区都市景観形成基準」をわかりやすく説明しています。また、8ページからは建築物及びその敷地について、構成要素別に、美しいまち並みづくりのための参考となる事例を紹介しています。

公共建築物のルール

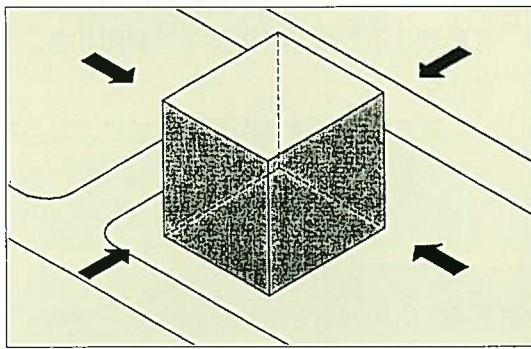
シビックゾーン及び教育施設ゾーンの建築物に関するルールです。

シンボル性の高い景観をつくる



シビックゾーン内の建築物については、外壁の基調色として、シンボルカラーの白を使用するとともに、シンボル性をより一層高めるため、夜間のライトアップに努めます。

道路・公園からの見えに配慮する



シビックゾーン内の建築物は四周の道路及びメモリアルガーデンからよく見えるので、外壁の仕上げ材を四周とも同一とするとともに、メモリアルガーデンに面する立面は、これを正面としてデザインします。

開放感のある外構をつくる

シビックゾーン及び教育施設ゾーン内の建築敷地の外構は、透過性のある垣・柵・塀とする等、開放感あるものとしします。

- ▼垣・柵・塀を設置せず、低い植栽とする
- ▼透過性のある垣・柵・塀とする
- ▼ネットフェンスを目立たなくする



一般建築物のルール

指定地区全域及びモデル住宅ゾーン、シンボルロード沿線ゾーン、コミュニティロード沿線ゾーンの建築物に関するルールです。

外構 美しい外構をつくる

I

壁面 やさしい表情の壁面をつくる

II

屋根 落ち着いた屋並みをつくる

III

その他 駐車場、付属施設、掲出物に配慮する

IV

指定地区内の建築物についてこんなルールが決まりました。 〈戸建住宅の例〉

指定地区内で建築物の新築、増改築をする際は、このルールを守っていただくとともに、その内容を事前に県に届け出ていただくことになります。

屋根

- 原則として、勾配屋根を使用します。特に(モデル住宅ゾーン)については、●勾配屋根とします。
- 色彩は、落ち着いたものとし、派手な色は使用しないようにします。特に(モデル住宅ゾーン)については、●黒が灰色もしくはそれに近い色とします。

壁面

- 外壁は道路、公園からできるだけ後退させます。特に(シンボルロード沿線ゾーン)については、●1メートル以上後退します。
- 道路・公園にやさしい表情を見せるため、壁面の仕上げ、窓辺の演出などに配慮します。特に(シンボルロード沿線ゾーン)については、●道路から見ることの出来る壁面はすべて同程度の仕上げとします。
- また(コミュニティロード沿線ゾーン)については、●フラワーポットの設置、窓辺の鉢植えなど、歩行者が誇いを感じられるよう工夫します。
- 外壁の基調色は、落ち着いたものとし、派手な色を使用しないようにします。
- 空調機、配水管などの壁面設備を目立たないようにします。

外構

- 垣・柵・塀は高さ1.2メートル以下とし、植栽の併用に努めます。特に(モデル住宅ゾーン)については、●生垣等、緑ゆたかな垣柵とします。

その他

- 車庫、倉庫などの附属施設は、目立たない位置に設置するほか、建物本体と調和した色、材質、形態とします。
- 駐車場については、周辺の植栽に努めます。

建物を道路・公園からできるだけ後退

垣・柵・塀は高さ1.2メートル以下とする

植栽に工夫をこらす

垣・柵・塀と植栽を併用する

原則として勾配屋根を使用する

屋根は派手な色としない

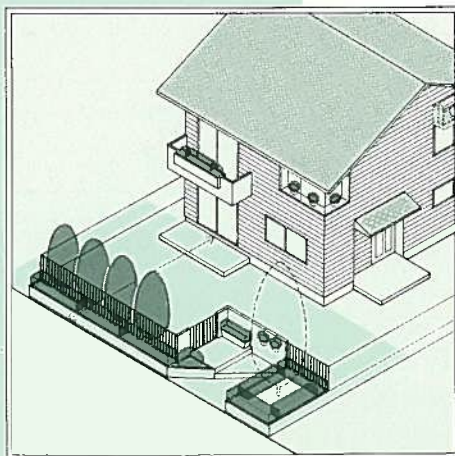
空調機などを目立たなくする

良く見える部分の外壁は、同程度の仕上げとする。

外壁は派手な色としない

窓辺を花で演出する

附属施設は建物本体と調和した色、材質とする



外構

美しい外構をつくる

この地区では、四季の花を觀賞するメモリアルガーデン、状ヶ池公園、社中央公園(計画中)、シンボルロードのイチヨウ並木など、公園緑地整備が積極的に進められており、さらには、地元花と緑の協会を中心としたボランティア活動により、花と緑に親しめるまちづくりが展開されています。

そこで、公園緑地と一体となった建築物敷地の美しい外構づくりにより、花と緑にあふれた開放的なまちづくりをすすめます。



A 植栽のみとする(生け垣とする)

B 植栽と垣・柵・塀を併用する

C 垣・柵・塀の潤いを高める

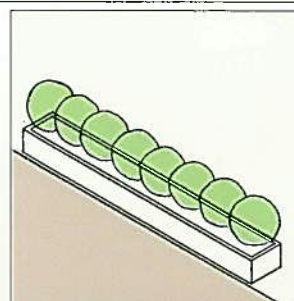
D 門まわりを演出する

E のりめん
法面・よう壁の潤いを高める

A 植栽

植栽のみとする(生け垣とする)

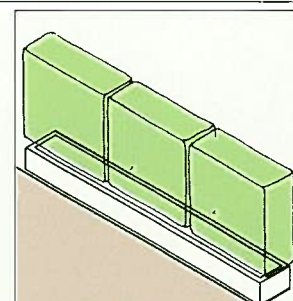
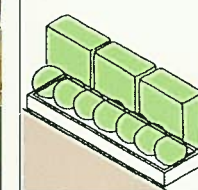
道路・公園に面する敷地境界部分に積極的に植栽を施します。



◀低く植栽すると開放的な外構となります

高く植栽する▶

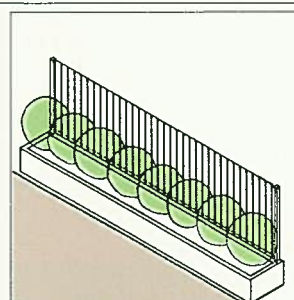
※両者を併用する方法もあります



B 植栽+垣柵塀

植栽と垣・柵・塀を併用する

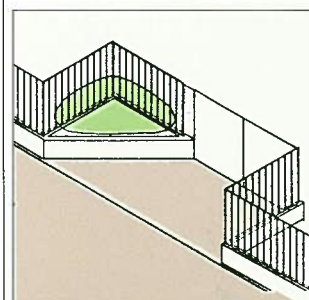
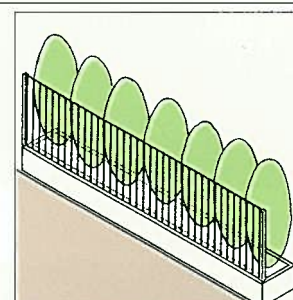
垣・柵・塀を設置する際は、開放感を高めるため高さを1.2m以下とし、植栽の併用により潤いを高めます。



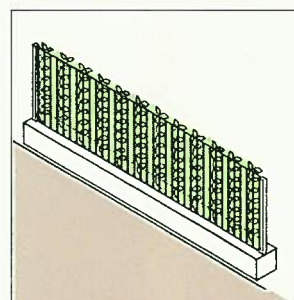
◀前部に植栽する



後部に植栽する▶



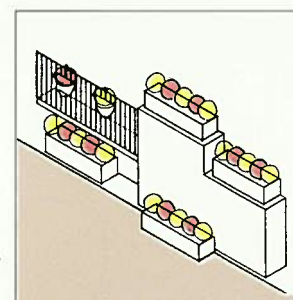
◀隅角部に植栽する



◀ツタを絡ませる



▶ フラワーポットを設置する



C 垣柵塀

垣・柵・塀の潤いを高める

- 透過性のある構造により開放感を高める。
- 材質により表情豊かにする。等により垣、柵、塀の潤いを高めま



▲透過性のある型式(良い例)

▼透過性のある型式(悪い例)



型式

○ 暗色とすると透過性が増します

× 目立つ色は避けま



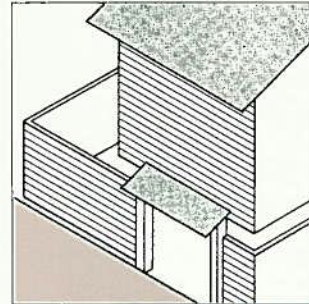
▲伝統的型式

▼現代的型式



材質

◀ 表情豊かな材料を用いる



門塀と建物本体の仕上げ材を合わせると本体と門塀が調和した印象を与えます ▶



木
タイル1

木+ペイント
タイル2

竹
土+しっくい



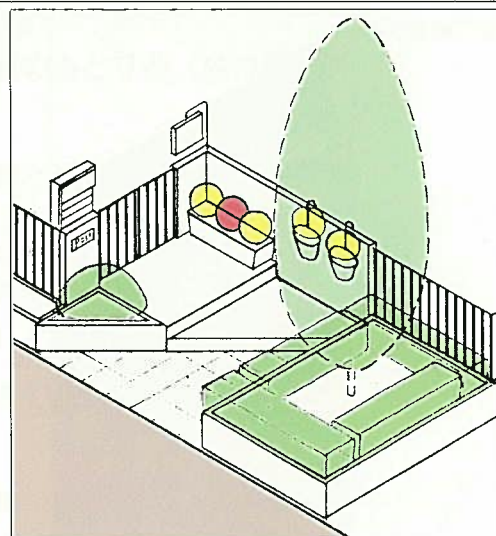
D 門まわり

門まわりを演出する

下記の要素を工夫することにより門まわりを美しく演出します。

(門まわりを構成する要素)

- 門灯、POST、表札、インターホン、メーター類
- シンボルツリー、フラワーポット
- 舗装材 etc.

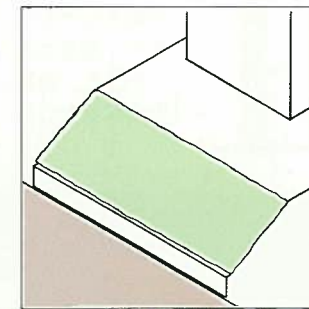


シンボルツリーを植栽する

E のりめん 法面・よう壁

法面・よう壁の潤いを高める

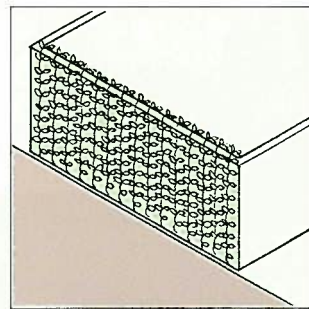
法面、よう壁の表面は、緑化及び材質の工夫により潤いを高めま



◀ 法面を緑化する

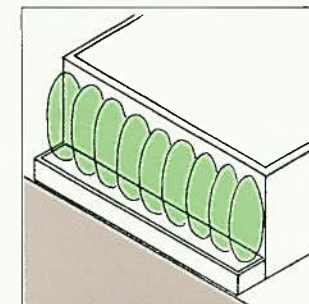


▶ よう壁表面を緑化する (ツタを絡ませる)

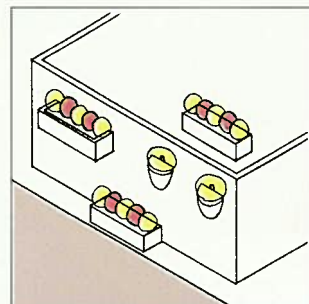


緑化

◀ よう壁前面に植栽する



▶ フラワーポットを設置する



材質

◀ 柔らかい表情となるよう材質感に工夫しま

▲ 目地をいれて表情を柔らげる

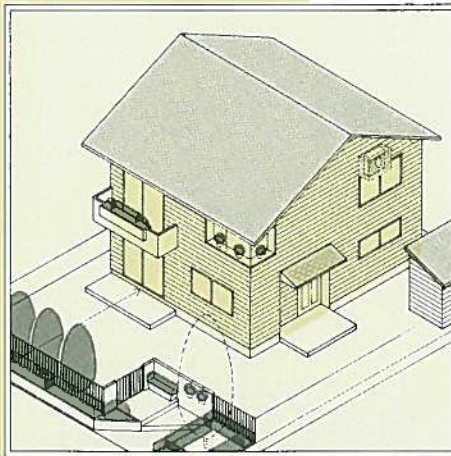
▼ 柔らかい表情の材料を用いる

▼ 門まわりの演出



▼ ひろのが丘団地の統一された外構





壁面

やさしい表情の壁面をつくる

この地区には、将来の計画も含めると、シンボルロード、状ヶ池公園、社中央公園といった道路、公園等が多く存在しており、人々が集まるそれらの公共空間からの眺めを美しくすることが、景観形成上、重要となります。

そこで、道路、公園等の公共空間からよく見える建築物の壁面の表情を豊かにし、やさしい表情づくりをすすめます。



A 壁面を後退する

B 壁面を表情豊かにする

C 派手な色を使用しない

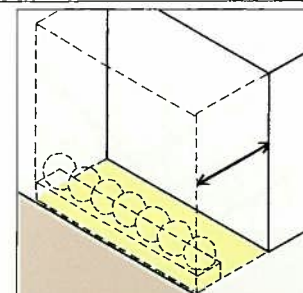
D 窓辺を演出する

E 壁面設備を目立たなくする

A 後退

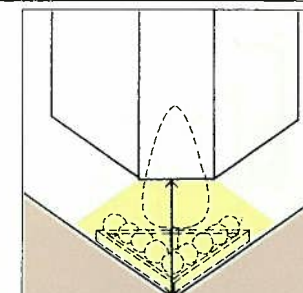
壁面を後退する

ゆとりある空間づくりは美しい景観づくりの第一歩です。
道路、公園から壁面をできるだけ後退してゆとりを演出します。



◀ 前面道路、公園から壁面を後退する

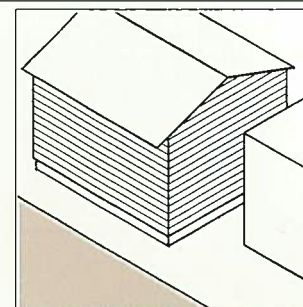
まちかどからの壁面後退は、特に重要です ▶



B 表情

壁面を表情豊かにする

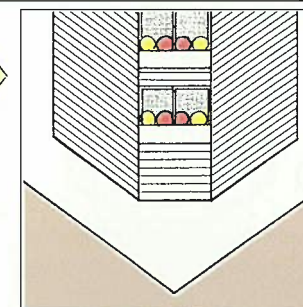
道路、公園からよく見える壁面の表情を豊かにするために、見え方、仕上材、陰影、分節化などに配慮します。



見え方

◀ よく見える壁面は、正面・側面とも同じ仕上げとします

まちかどの建物は特に注意して交差点からの見え方を美しくします
(角の部分の面取りをする等) ▶



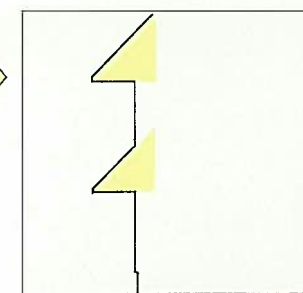
サイディング
タイル

土+しっくい
木

石
×ひびわれ汚れの目立つもの

仕上材

◀ 耐候性があり、表情豊かな仕上材を使用する



壁面の汚れ防止のために庇(ひさし)を設置する ▶



陰影

陰影をつけることにより表情にめりはりをつけます

◀壁面の一部をセットバックする

庇を設ける▶

分節化

単調な壁面を分節化して表情を豊かにします

◀分割する

目地を入れる▶

その他表情豊かにする工夫

窓で飾る▶

バルコニーで飾る

構造材で飾る▶

飾りのモチーフを用いる▶

同上▶

※その他、壁面の前面に植栽するという方法もあります

C 色

派手な色を使用しない

目立つ色を使用した壁面は、見る人に違和感を与えます。豊かな緑と調和する落ち着いた色を使用します。

◀落ち着いた色を使用する

◀目立つ色を使用しない

D 窓辺

窓辺を演出する

花や窓枠などで窓辺を美しく演出することは、壁面の表情を豊かにするポイントです。窓辺の美しさは、そこに住む人の心の豊かさの表れともいえるのではないでしょうか。

窓枠

◀窓枠、戸袋で演出する

カーテン

カーテン、ブラインドで演出する

花

◀花で演出する(室外)

(出窓と出窓の間)

花

◀花で演出する(出窓)

花で演出する(コーナー部分)

バルコニー

◀バルコニーを花で演出する

バルコニーにフラワーポット設置用のスペースを確保する

※屋外の共同階段も積極的に花で演出します

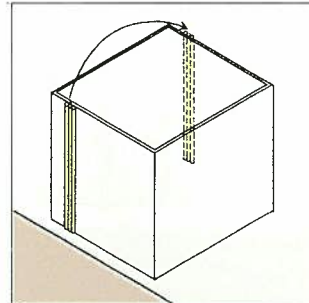
やさしい表情の壁面をつくる

E 壁面設備

壁面設備を目立たなくする

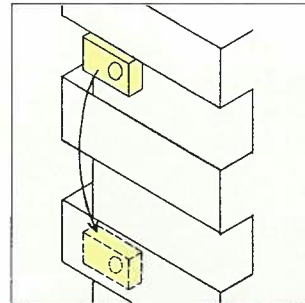
配管やクーラー室外機、屋外階段が無造作に露出された壁面は、見苦しいものです。

これらの壁面設備を目立たなくするだけでまち並みの印象は大変良くなります。



位置

◀目立たない位置に設置する

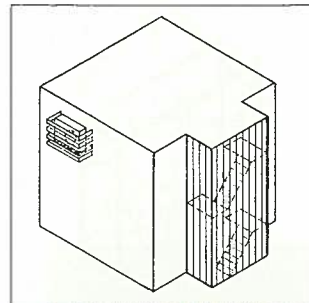
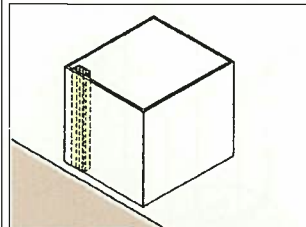


同上▶



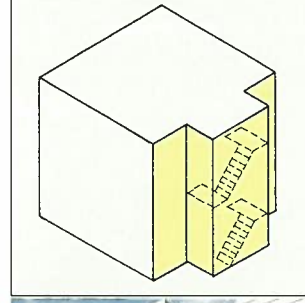
内部化

◀建物内部に取り込む



囲い

◀目隠して囲う



外壁と同じ仕上げ材で囲う▶

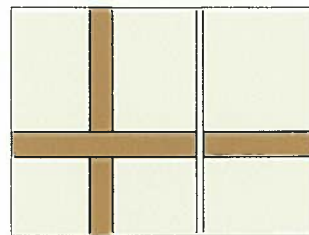


デザイン化

(特殊な例)

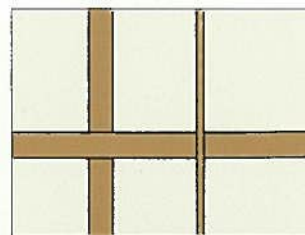


◀積極的にデザインする



同色

◀外壁の色と合わせる



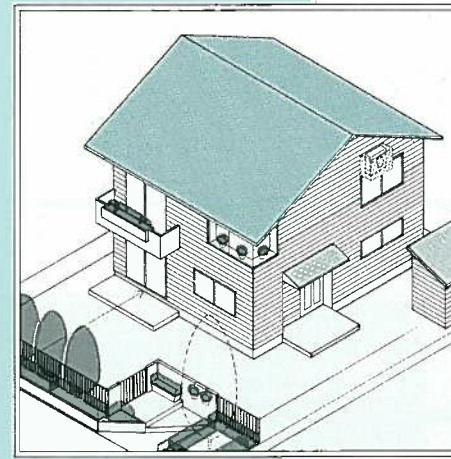
構造材の色と合わせる▶

※屋外階段の場合、その側壁を建物本体の壁面と同色、同一の仕上げ材にするという方法もあります



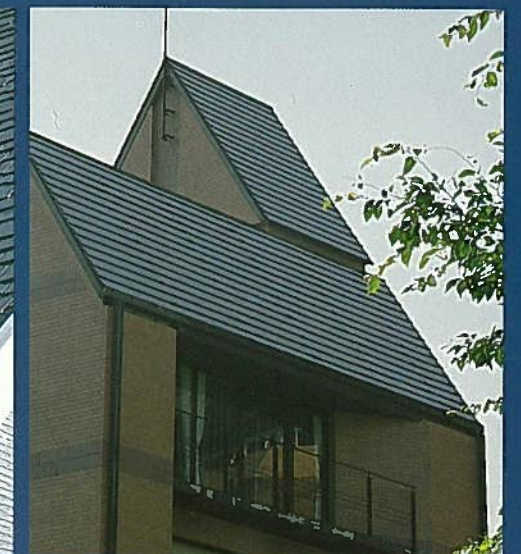
屋根

落ち着いた屋並みをつくる



周囲を田園風景に囲まれた、低層で良好な住宅地としての性格をもつこの地区では、その特性にふさわしい落ち着いた印象を与えるまち並みの形成が望まれます。

落ち着いた印象を与える重要なポイントとして、屋根の形状があり、勾配屋根としたり、乱雑な印象を与えない意匠とすることが必要です。また、色彩についても落ち着いた色とすることが必要です。



A こうばい勾配屋根とする

B 落ち着いた色とする

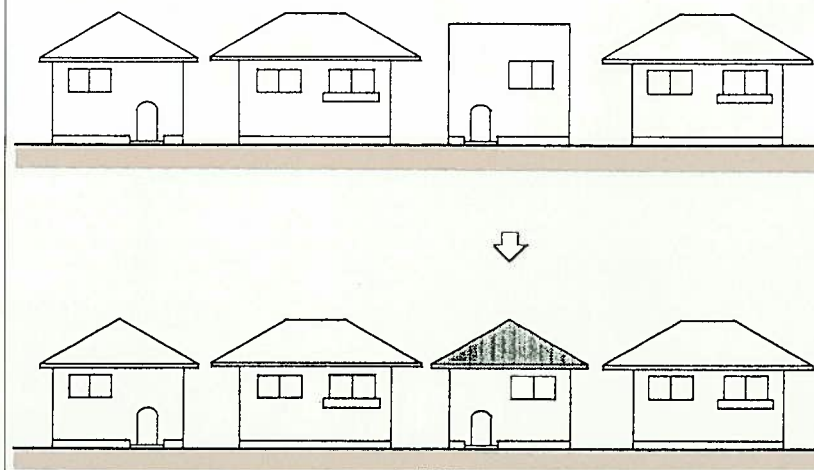
C 屋上設備を目立たなくする

A こうばい 勾配屋根

勾配屋根とする

落ち着いた印象を与えるまち並みづくりにおいて、勾配屋根とすることは非常に効果的です。
特に、戸建住宅、共同住宅等は必ず勾配屋根とします。

勾配屋根とする



落ち着いた色の勾配屋根をもったまち並み

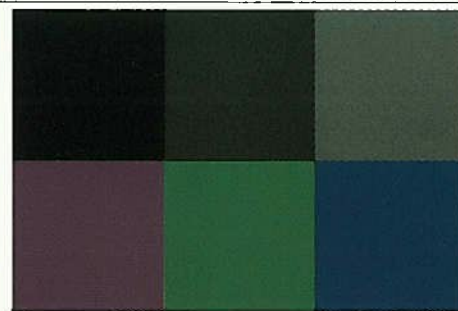


B 色

落ち着いた色とする

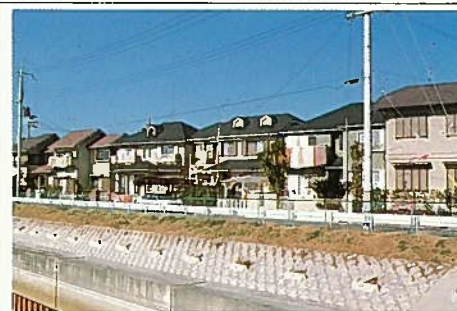
派手な色の屋根は、落ち着いた印象を与えません。
黒や灰色、こげ茶、濃緑、濃紺などの落ち着いた色を使用します。

注) パラペット、庇の色も同様。



▲落ち着いた色の例○

▼派手な色の例×



▲落ち着いた色の屋根○

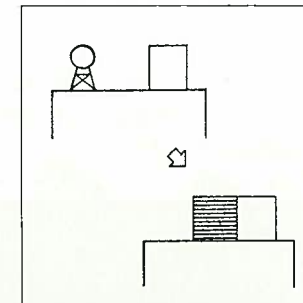
▼派手な色の屋根×



C 屋上設備

屋上設備を目立たなくする

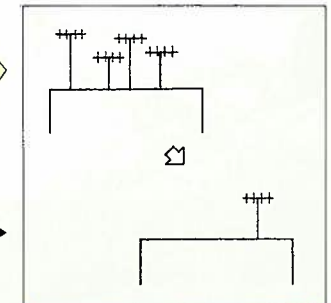
空調機、アンテナなどの屋上設備が乱雑に並び屋上のシルエットは良い印象を与えません。
できるだけ目立たなく、建物本体と調和した意匠とします。



統合

◀1カ所にまとめる

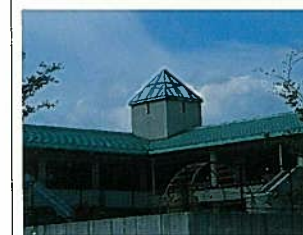
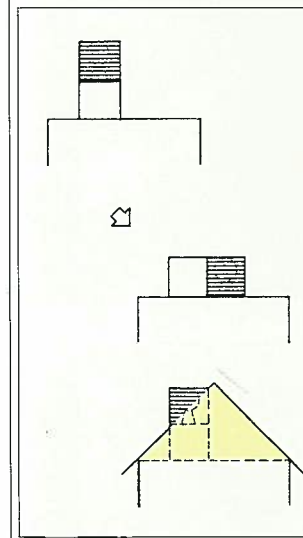
同上▶
(アンテナの共同化)



高低

◀縦長を横長にする

◀屋根をつけて相対的に低くする



デザイン化

(特殊な例)

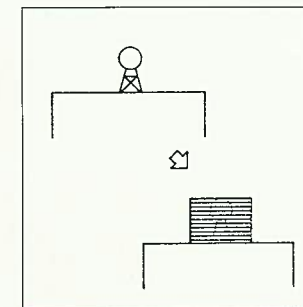
◀積極的にデザインする



囲い

◀ルーバー等で囲う

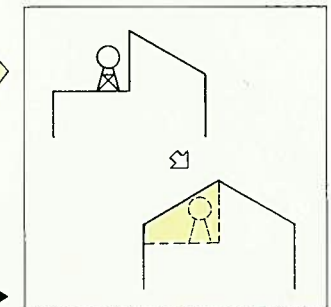
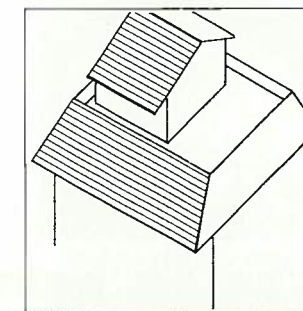
壁面を立ち上げる▶

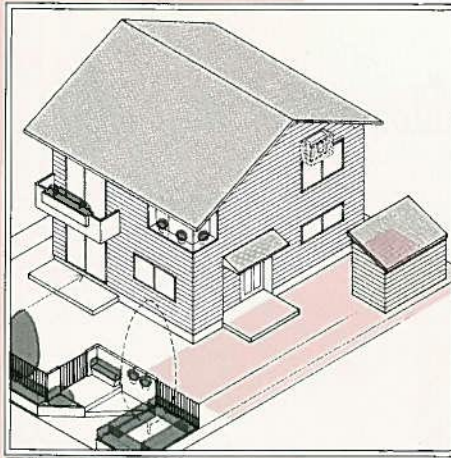


一体化

◀屋上設備塔に本体と同じ屋根をつけて一体感を出す

同上▶





その他

駐車場、付属施設、掲出物に配慮する

この地区には、官公庁施設、共同住宅、店舗など、屋外駐車場や車庫、自転車置き場、倉庫等の付属施設を必要とする建物が多いため、景観上の配慮をしようとするものです。

また、掲出物(広告物)については、低層の建物が中心の落ち着いたまち並みに調和したものとします。



- A 駐車場
- B 付属施設(車庫、物置、自転車置き場、ゴミ置き場etc.)
- C 掲出物(広告物)

A 駐車場

広い駐車場は景観の重要な構成要素ですが潤いに不足しがちです。そこで周辺部、場内の緑化に努めるとともに、舗装材にも配慮します。
個人住宅の駐車場についても、周辺の緑化、舗装材の工夫に努めます。

◀緑化する(周辺部・場内)

舗装材を工夫する ▶

芝生
タイル

B 付属施設

車庫、自転車置き場、倉庫、ゴミ置き場等の付属施設に対する配慮がされているかそうでないかによって、建物本体に対する印象まで全く違ってきます。
設置する場所、建物本体との調和に配慮します。

× 付属施設に配慮されていない場合

○ 本体と同じモチーフを用いた場合

◎ 本体と一体化した場合

▲建物本体と調和した色、材質、形態とする

▼工夫した事例

◀目立たない位置に設置する

×

本体と一体化した物置

本体と同じ仕上の付属棟

本体と調和したカーポート

本体と一体化した自転車置き場

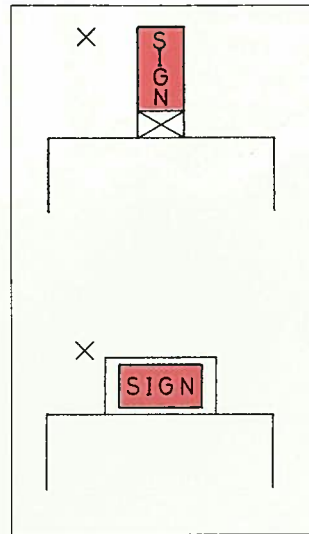
塀と一体化したゴミ置場

目隠しで囲われた湯沸し器

駐車場、付属施設、掲出物に配慮する

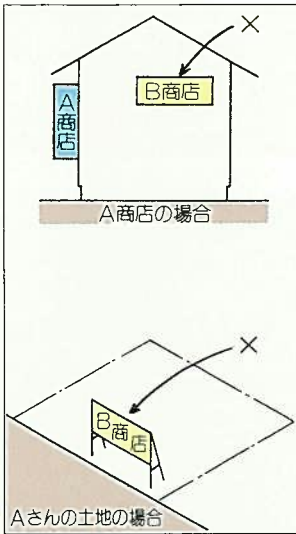
C 掲出物

低層で落ち着いたまち並み景観と調和しない屋上広告物を禁止するとともに、必要最低限の広告物のみを掲出することとし、貸し看板の掲出を禁止します。
また、美しい掲出物とするためのひと工夫に努めます。

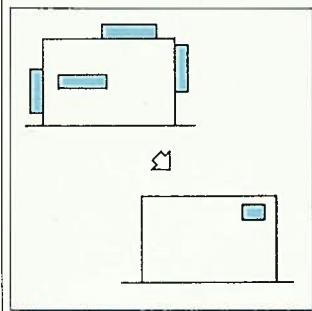


禁止

◀屋上広告物の禁止



▶貸し看板の禁止



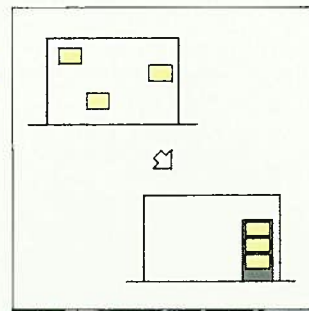
整理

乱雑に並んだものを整理します

◀同じものを多くつけないで、印象深いものをワンポイント的に設置します

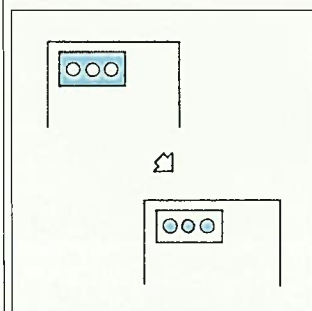
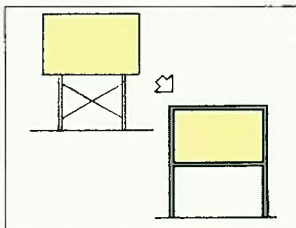


※大きさも極力小さくします



外枠・支柱

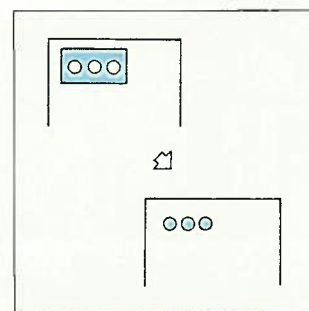
外枠、支柱を積極的にデザインすると引きしまった印象を与えます



下地

◀文字の色と下地の色を反転するときはけしさが軽減されます

下地に壁面を利用すると建物本体との一体感が出ます(浮き彫り、彫り込みにするという方法もあります)



材質

▶素材に工夫する



4

まちづくりは人づくり

社町では地元花と緑の協会による植栽活動が活発に行われており、「朝日森林文化賞」の受賞としてまちづくりの成果が認められています。

このように地域住民が主体となったまちづくりへの取り組みこそ、美しいまち並みづくりを推進する大きな力です。今後は、地元まちづくり協議会の設置、ニューメディアによるまちづくりに関する情報の提供などへ展開することが考えられます。

社町花と緑の協会による植栽活動

ボランティア団体であるこの協会の活動は、社町の全町全域公園化推進の中心であり、その成果は、昭和62年の「朝日森林文化賞」の受賞として認められています。



道徳心を高める都市宣言のまち

社町は、昭和54年3月に「道徳心を高める」都市宣言を行い、その一環として毎年7月と9月に全戸が参加して「まちを美しくする運動」が行われます。

▶小冊子「つつじ」の発行
住民への実践活動のPRと教養文化を高めるための啓発が内容となっています。



コミュニティづくりの推進

社町では、町民の心を一つにするまつりが数多く開催されます。

このような住民の連帯感づくり、すなわちコミュニティづくりは、美しいまちづくりへ向けての基礎づくりです。

▶「つつじまつり」
メモリアルガーデン周辺で毎年5月末から6月上旬に開催されます。



5

届出の手続き

建築物等の届出

届出の対象は

都市景観形成地区内で建築物または工作物の新築・増築・改築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替えを行う場合に届出が必要で
す。

届出の流れ

届出の流れ

提出は町へ
町都市整備課へ正本1部、副本2部を提出して下さい。

指導・助言

県土木事務所建築第1課で行います。

交付

県土木事務所建築第1課で副本を受け取って下さい。

確認申請

届出の後、建築基準法による建築確認申請を行って下さい。

※届出書類は県土木事務所建築第1課および町都市整備課にあります。

備考 完成予想図カラー写真は、高さ15メートルを超え、又は建築面積1,000平方メートルを超える建築物の新築、改築又は増築を行う場合にのみ添付すること。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	●道路、公園、池等の公共空間の位置
配置図	1/200以上	●公共空間から外壁までの距離
各階の平面図	1/200以上	●花等を飾るスペースの位置
各階の立面図	1/200以上	●主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩 ●公共空間に面する垣柵及び擁壁の立面図 (高さ、併用植栽、仕上げ材及び色彩を明示する) ●公共空間に面する窓辺の意匠 ●壁面及び屋上の設備(配管等を含む)の位置 ●附属広告物の位置 ●附属施設の主要な立面図
主要部2面以上の断面図	1/200以上	●窓辺の意匠
外構平面図	1/200以上	●門、垣、柵、塀、擁壁等の配置 ●植栽計画 ●附属施設の配置
敷地周辺状況カラー写真		●工事前の敷地及び建築物を含んだ写真
完成予想図カラー写真		

申請の対象は

広告板、広告塔、立看板、はり札、ポスター、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の壁面利用広告など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物で申請が必要なものがあります。詳しくは県土木事務所管理課へお問い合わせ下さい。

広告物の許可申請

申請書類は 申請書類は県土木事務所管理課にあります。

都市景観の形成等に関する条例(抜粋)

(昭和60年3月27日
兵庫県条例第17号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 都市景観形成地区(第4条-第9条)
- 第3章 大規模建築物等(第10条-第14条)
- 第4章 雑則(第15条-第17条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すぐれた都市景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

第2・3条 略

第2章 都市景観形成地区

(指定)

第4条 知事は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第5条の規定により指定された都市計画区域内又は淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例(平成元年兵庫県条例第22号)第11条第1項の規定により指定された「リゾート施設整備区域(法第5条の規定により指定された都市計画区域を除く。以下同じ。))において、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、都市景観の形成を図る必要がある区域を、都市景観形成地区として指定することができる。

- 駅前、街路沿い、官公庁施設の周辺等で、その都市を代表し、又はその都市の特徴を表わしている区域
 - 伝統的な建造物が周辺の環境と一体をなしている区域
 - 住宅街等で良好な環境を有する区域
 - 新都市の建設、都市の再開発等により新たに地域が整備される区域
- 2 市町長は、法第5条の規定により指定された都市計画区域内又は淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例第11条第1項の規定により指定された「リゾート施設整備区域」において、都市景観の形成を図る必要があると認める区域については、都市景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、都市景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域が第1項各号の区域に該当しない場合においても、都市景観形成地区に指定することができる。

4 知事は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該都市景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、都市景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、都市景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、都市景観形成地区の変更について準用する。

(都市景観形成基準)

第5条 知事は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、当該都市景観形成地区について、都市景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の都市景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- その他都市景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の都市景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第6条 都市景観形成地区内において、次に掲げる行為(建築基準法第6条第1項の規定による確認を必要とする行為、その他規則で定める行為に限る。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届けなければならない。

- 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(指導又は助言)

第7条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(建築物等又は空地に係る要請)

第8条 知事は、都市景観形成地区内において、建築物等が都市景観形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用又は管理が都市景観の形成を阻害していると認めるときは、当該建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第9条 都市景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第6条各号に掲げる行為については、同条の届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

— 以下省略 —

あすの景観をつくる

社町メモリアルガーデン周辺地区景観ガイドライン

発行日 平成元年11月1日

企画・編集・発行 兵庫県都市住宅部計画課

印刷 菱三印刷株式会社

あすの景観をつくるシリーズ

発行順	タイトル	発行年月
No.1	あすの景観をつくる 一兵庫県都市景観問題懇話会一	S59. 3
No.2	都市景観の形成等に関する条例のあらまし	S61. 3
No.3	大規模建築物等のための景観ガイドライン	S61. 3
No.4	姫路市大手前通り景観ガイドライン	S62. 3
No.5	出石町城下町地区景観ガイドライン	S63. 3
No.6	社町メモリアルガーデン周辺地区景観ガイドライン	H元. 11